

第8回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

出席委員 8名 傍聴者 3名

（資料説明）事務局より説明

- 資料1 （仮称）清水町まちづくり基本条例の骨格（案）
- 資料2 清水町まちづくり基本条例条文たたき台（1）
- 資料3 （仮称）清水町まちづくり基本条例条文たたき台条文項目の内容説明（未定稿）
- 資料4 今後の検討委員会のスケジュールについて

（討 議）まちづくり基本条例の骨組みについて

【事務局より説明】

- ・ 配布した「骨格及び条文たたき台」は、各委員、本日初めて目を通すこととなるので、条文各条を読み上げながら、その内容について説明（資料3）を行った。
- ・ 今回お示しした「条文たたき台」については、これまでの審議を踏まえ、アドバイザー及び事務局で作製した「条例素案の元」となるたたき台である。まず、条例の骨格となる各項目について、過不足ないかを重点にご審議いただきたい。
- ・ この検討委員会で審議してきた五本柱「住民参加」「情報公開」「首長・行政・住民の責務と協働」「委員等の公募」「住民投票」を条文に盛り込み、前文で町民憲章が目指す理想のまちづくりを根幹に「町民誰もが参加する協働のまちづくり」を実現するために条例を定めることを明記した。
- ・ 町民に読んでもらえるように、基礎的なことを全15条のコンパクトな形で条文に盛り込み、手続き的な更に具体的なことがらが必要な場合は規則に委任するつくりとした。
- ・ 次回の検討委員会までに、条例の条文についてのご意見を書面でいただくように文書を各委員さんに送付します。

【出された意見】

- ・ 「住民」「議会」「行政」の3者の協働はもちろん必要だが、住民同士の協働も必要であり、住民相互による活動を守り育てていくことを盛り込んでどうか。
- ・ 第7条の「情報の共有と提供」について、町のどの様な情報が抽象的なので、「予算・決算」など具体的に明確に書いた方が良くと思う。
- ・ 地球環境の保全や安全・安心についてを、前文などに盛り込んで欲しい。
- ・ 今おこなわれている町政の中で不足している部分として考えた場合、政策決定段階での住民参加のルールと行政評価の2点について、明確に盛り込んで行ってはどうか。
- ・ 第12条に「住民投票」について書かれているが、これでは住民が請求しても実施

するかどうかは議会の議決を経て町長が決めることとなっているので、住民投票ができるとの条文を入れて欲しい。

～このことについては地方自治法に住民の請求があったとき、町長の意見を付けて議会に付議するとの規定があり、法律を超えた規定を盛り込むことはできない。この部分は第10条の「説明責任」で町民にわかりやすい説明をして、第11条で町民から意見の提出をもらって、なお、住民の意見が分かれるなど重要なことについて第12条の「住民投票」になると考えている。

- ・ 第10条の「説明責任」について、従来から不十分ながら行っているので、新しい行動パターンを具体的に盛り込むことが必要ではないか。
- ・ 第14条の「条例の見直し」について、具体的に審査会などの組織をつくと明確にした方が良い。また、見直しの期間など明記した方が良いと思う。

～条例の骨格について、概ね了承いただいた。本日欠席された委員に議案を送付し意見をお伺いする。本日の出席委員も含めて次回検討委員会の前に、各条文についての意見を書面で提出いただきたい。いただいた意見を元に「条文たたき台(2)」を作製し、更に検討のうえ「条文素案」としていきたい。

まちづくり基本条例検討委員会（第8回）開催結果

日 時：平成 16 年 4 月 22 日（木）19:00～

会 場：農村環境改善センター

出席委員 ... 相原委員、出田委員、大月委員、川上委員、高金委員、高野委員、田中委員、
横山委員、 以上 8 名

アドバイザー ... 北海道東海大学 馬淵教授

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、斎木係長

傍 聴 者 ... 3 名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。前回の会議では「目的・理念の明確化」、「条例の位置付け」、「議会との関連」、「財政の取扱い」という項目について議論いただき、今回の第 8 回目の会議といたしましては、条例の骨格案について議論していただきたい。後ほど事務局から資料に基づいて説明がありますが、それを叩き台として皆さんからのご意見をいただきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

（職員紹介）

委員長：まずは事務局から職員紹介を。

事務局：4 月 1 日付けの人事異動で、係長の神谷の後任として斎木係長が着任したので紹介します。

（資料説明）

事務局より資料 1～4 について説明

（討 議）

(1)まちづくり基本条例の骨組みについて

委員長：それでは早速討議に入りたいと思います。事務局から資料説明があったが、この条文の叩き台の中にいわゆる五本柱の項目は網羅されていると思う。ただこの叩き台は皆さん今日初めて目にするものであるので、議論を始める前に 15～20 分時間をいただき、委員各自で再度内容を読んでいただきたいと思うがいかがか。

事務局：条文の表現や、こういった項目を追加してはどうかなどといったご意見もいただきたいと思う。その後意見をもとにこの叩き台を修正し、次回に叩き台(2)としてお示ししたい。

委員長：それでは各自で叩き台の読み返しと休憩を兼ねて、20 分間時間をとりたいと思います。

委員長：それでは再開いたします。事務局からの説明にもあったとおり、本日は条例の骨格について議論していただくわけで、前回まで皆さんで議論していただいた内容を踏まえた条文叩き台を事務局に作成いただき、内容を見ますと五本柱の項目も含まれていると思う。条文があまり多すぎると、町民にわかりづらいものになるとの事から、細かな点については規則等で表現するとの説明だったと思う。

皆さんと逐条審議ということになると時間も限られているので、この15条の条文の中に追加すべき文言、削除すべきものなどないかご意見をいただきたい。

委員A：住民・議会・行政の協働という考えで叩き台が作られていると思うが、三者の協働の他に住民同士の協働と言える活動も必要だと思う。そういった活動を守り、育てていくという内容の条文も私は必要だと思う。

その他の点として、細かくなってしまうかもしれないが、第7条の「情報の共有と提供」の条文を見ると漠然とした内容に思える。色々な情報があるとは思いますが、特にこういった情報については、こと細かくというか分かりやすくというか、このように伝えますということ、もう少し明確にした方がいいのでは。例えば予算については今まで以上に分かりやすく丁寧に伝えるなど。

委員長：そういったことを規則等で表現するというのも一つの方法だと思うが、条文の中に具体的に盛り込んだ方がいいということか。

委員A：あくまでも条例であるので、規則ではなくて条例の中で協働のまちづくりを実現するために、清水町としてはこの項目とこの項目についてはきちっと形づけていくんだということであれば、規則ではなくて条例に盛り込んだ方がいいのではないかと私は思う。町の行政や財政の情報をと書かれており、全ての情報が含まれていて、全ての情報を提供していくということは基本的には間違いないのだが、もう少し具体的に、例えば財政の情報にも色々あるし、どういった情報なのかははっきりしないので、先ほど言ったように例えば毎年度の予算については、予算はまちづくりの設計書という考えもあることから、今まで以上に詳しく提供するだとか、もう少し明確な表現にした方がいいと思う。

委員長：予算を例にご意見をいただいたが、具体的にはどのような項目を盛り込んでいけばいいという考えはお持ちか。

委員A：町では既に、行政や財政やまちづくりの情報というものを住民と共有していきこうという取り組みを行っており、この条文だと現状のままで止まってしまうこともできるので、もう一步踏み込んで例えば毎年度の予算の編成過程についてもお知らせするとかした方がいいのではないかと。予算以外の分野でも検討するものがあるかもしれないが。

委員長：例えば総合計画についてもというように具体的に、最低限これとこれについては情報提供するという条文にした方がいいということか。

委員A：私は例えば予算の編成過程についての話をしたが、他には委員長が言われた総合

計画なども議論の結果、必要であるということになれば盛り込むべきだと思う。

委員長：他にご意見ございませんか。

委員B：あまり細かくすると条文が膨大になってしまうし、簡単にするとぼやけてしまうという難しいところ。A委員が言われた予算編成過程の情報提供というのも必要なことだとは思いますが、どのような表現にすればいいのか難しい問題である。

細かい点を言えば、「委員の公募」の「努めなければならない」という表現を、もっと具体的に半数は公募にするとか、3分の1は公募にするといった表現にした方がいいのかどうかという部分もあると思うので、全体的にどこまで踏み込んだ内容とするのか、それぞれの条文によって変わってくると思うので、意見を出し合った方がいいのでは。

委員長：骨格として考えるとこのようになるが、細かい点については規則等でうたうというのも一つの方法だと思う。A委員の意見は予算というものは大事な項目なので、具体的に条文に盛り込んでほしいというご意見だった。

委員C：A委員の言われていることを考えると、第7条1項の後半に「情報は町民すべてが共有するもの」と書かれており、2項では「わかりやすく提供しなければなりません」と書かれているので、町が持っている全ての情報を全ての町民が共有しているという感覚を持ってもらうというのは、わかりやすく提供しているという条件がないと1項が生きてこないということだが、全ての情報を提供するというのは不可能であり、だからA委員はその中でも項目を限定してみてもどうかという考え方なのではないか。

委員A：町民に提供する情報には色々な情報があり、協働のまちづくりを進めるための情報としては、全ての情報が必要と言えばそうかもしれないが、その中でもこのことだけはしっかり情報提供しないと、町民はまちづくりの際の判断ができないというものがあり、その一つに財政状況というものが位置づけられると思う。そこで、「情報の共有と提供」という条文の中に、予算の編成過程についてはきちんと町民に説明する等の内容を盛り込むべきだと思う。財政の情報については同じ情報の中でも大きな意味合いのあるものであると私は思っている。

事務局：A委員のご意見はよく分かります。条例の中身としてはやや弱くなってしまうかもしれないが、方法としては規則でそういったことをうたったり、あるいは「財政状況の公表に関する条例」という条例があるが、この中ではわかりやすく公表するというところに一切触れていなく、まちづくり基本条例の制定に合わせてそちらの条例の中身を見直すなど、色々な方法があると思う。第7条を具体的な内容にすると、具体的な内容の条文と、そうでない条文があるということになり、バランス的にあまりよくないものになってしまうし、全ての条文を具体的な内容のものにすると、かなり長い条例になってしまうという懸念もあるので検討したいと思う。

委員A：はい。

委員長：「すべて」という表現があるが、すべての情報を共有・提供することは可能なのか。

事務局：すべての情報という意味ではなく、町民 11,000 人すべてがという意味。

委員長：前文の中に「けれども」、「ですから」といった表現があるが、前文の表現としてはどうなのか。

事務局：この条文は叩き台(1)なので、直すべきところはたくさんあるかもしれない。事務局の考えとしては、皆さんから本日出していただいた意見を踏まえて、次回の会議までに叩き台(2)を作成する予定である。その叩き台(2)を作成する際には、事前に委員さんに意見を聞き、今日の意見で出されているような細かいことでも気付いた点があれば全て出していただきたいと考えているので、本日の会議では主題である骨格についての意見をいただきたいと思う。

委員 D：他自治体の条例の前文を読むと、地球環境の保全などについても書かれているところがある。地球環境の保全なしには全てのことが成り立たないと思うので、前文の中にそのような表現を入れてほしいと思う。

委員長：安全、安心ということも含めてか。

委員 D：はい。

事務局：ご意見はわかりましたが、まちづくり基本条例については前文の中で町民憲章を載せており、町民憲章の第 3 章の「自然を愛し…」という中に、D 委員が言われたことも当然含まれてくると思う。

この条例の目的は、情報共有と町民参加のまちづくりの推進ということになっており、この条例が制定された後、別の条例として「環境基本条例」というものの制定を考えている。「環境基本条例」を作る際にも住民に参加してもらって作っていくという考えであり、まちづくり基本条例に環境保全について盛り込まれなくても、町としては取組んでいく仕組みとなる。

委員 D：他自治体の条例の前文にはうたっているのですが、清水の条例の前文にもぜひ入れてほしいと私は思う。

委員 A：確認しておきたいことがある。理念は何なのかということを確認しておいた方がいいのではないかと以前から言っているのだが、私が思っている理念というのは協働のまちづくりであるのだが、そういうことで決めていいのか。私は以前からまちづくりの理念は協働のまちづくりだと言っているのだが、D 委員が今言われたように、理念の中に環境の部分も取り入れてはという意見や、私が言う協働とは相反する意見がこれから出てくるかもしれないので、この会議の中での理念をきちんと明確にして条文原案をつくり、そして住民に問いかけるという作業をすべきだと思う。D 委員が今言われた環境保全という文言も、皆さんの議論の結果入れるべきだということになれば、環境保全という文言も盛り込んだ協働のまちづくりを理念とするということがいいのでは。

理念は協働のまちづくりとするとはまだ決まっていないし、共通認識にも立っていないと思う。私が何度も協働のまちづくりと言っていて、総合計画にも載っているとやっているのに皆さんも何となくそう思っているかもしれないが、D 委員が言われたように、環境保全ということも理念に盛り込んではどうかという意見もで

てくるわけで、理念をどうしようかという共通認識に立っていないからだと思います。

委員長：前回の会議で議論したときには、最終的なものではないがまちづくりの理念は協働のまちづくりということを確認し、本日の叩き台の前文にも「町民誰もが参加する協働のまちづくりという理念」と書かれている。皆さんの意見が概ね集約された形になっていると思う。

委員A：D委員はさらに環境保全ということも盛り込んでどうかという意見だと思います。

事務局：D委員が言われるのは、他自治体の条例の前文では環境保全についてうたっているところもあるとのことだが、それは「まちづくり基本条例」ではなく、「まちづくり理念条例」という理念条例であれば、環境保全についてもうたっているのではないかと思う。馬淵アドバイザーのご意見は。

アドバイザー：前文は町民の意見が反映されたものにすべきだと考えており、色々な意見を出していただくのがいいと思う。例えば町民憲章の後に、先人から受け継いだ資源や精神を大事にしていきましょうという文言を入れても問題ないわけで、先ほどA委員が言われていたように、このことも盛り込んでどうかというものを、とりあえずはどんどん盛り込んでみればいいと思う。コミュニティについて盛り込むとか、予算・決算についての条文は情報公開とは別条文として追加するというように、とりあえず作ってみて、その後さらに議論してみて、やっぱり余計だと思えば削除したりしていくのも一つの方法であるので、今日はとりあえず皆さんの意見をどんどん出し合って、その意見を盛り込んで次の叩き台を作って行けばいいのではないかと私は思っている。

委員長：馬淵アドバイザーが今言われましたように、皆さんの意見を出していただきたい。ここまで出された意見としては、情報公開の中に予算についても盛り込んでどうかということと、前文の中に環境保全についても盛り込んでどうかという意見である。他にご意見は。

委員B：清水町に今まで不足していたのは、政策決定の際に町民が関わっていないということや、行政評価がしっかりされていない中でまちづくりが進められているということだと思うので、そういった部分に町民の意見が保障される形として、具体的な文言を盛り込んでいけばいいのではないか。この叩き台にはそこまで盛り込まれていなくて、例えば町民の責務の「発言と行動に責任をもって」ということを言えば、現在でも十分なされていると思うし、行政の責務や議会の責務についても、条文にうたわなくても現在でもそれなりに果たされていると思う。ただ、今まで清水に不足していた部分というのは、さっき言った部分だと思うので、そのことを条文の中に盛り込んでいけばいいのではないか。

委員長：他にご意見があればE委員さんどうぞ。

委員E：住民投票については、住民の請求で住民投票ができる条例にしてほしいと思う。この叩き台の条文では、具体的にどうなれば住民投票を実施できるのかが見えてこない。この条文では「町民は有権者の50分の1の連署をもって町長に住民投票の請求をできる」となっていて、請求があっても町長が必要ないと判断すれば実施

されないということであり、どうすれば必ず実施されるのかという内容を盛り込んでほしいと思う。第5項に必要な手続きは別に定められているが、この条文の中に入れることはできないのか。この条文では、例えば有権者の3分の1もの連署があったとしても議会の議決がなければ実施されないということか。

委員長：この条文だとそういうことになると思う。町民は町長に対してしか請求できないことになる。例えば50分の1以上の連署があれば住民投票を実施することにするということか。

委員E：はい。必ず実施するということになると思う。50分の1では少ないかもしれないが。

アドバイザー：地方自治法との関連があり、50分の1の連署で必ずできるとすると、地方自治法に反してしまうことになる。法律に基づいた条文にしなければならない。

委員長：地方自治法の内容が優先されるとのことによろしいか。

事務局：今の件については第6回目の会議のときに、住民投票制度の現状ということで若干説明させていただいたのだが、馬淵アドバイザーからの今の説明のとおり、住民投票は地方自治法に基づいた内容にする必要がある。地方自治法はもっと難しく書いてあるのだが、この叩き台ではそれを分かりやすいように表現したものである。

E委員さんが今言われたのは、この叩き台の条文内容だと50分の1の連署をもって請求しても、町長がやらないと言ってしまうとそれで終わりなのかということだと思うが、地方自治法によると住民からの請求があった場合に、町長は議会に付議しなければならないとされており、住民の請求を無視することはできないことになっている。

ただ、地方自治法の条文の表現は、町民の方々には馴染みにくい表現になっているので、この叩き台では第15条の規則への委任ということで、住民からの請求があった場合の具体的な手続き等についてを、規則で別に定める必要があると思っている。

委員A：各地の条例を読んでも、「町長は重要な案件については住民投票を実施することができる」と書いているところがあるが、その場合にも議会での議決が必要となるのか。

事務局：住民投票を実施する場合には住民投票条例の制定が必要であり、その内容はどのような住民投票についても対応する条例ではなく、例えば合併問題についての住民投票条例、原子力発電所建設についての住民投票条例というように、個別の案件についての住民投票条例案を議会に提案することになる。

委員C：先ほどB委員が言われていた、住民意見をどのように反映させていくかということについて、叩き台では第11条に町民意見提出制度のことが書かれているので、これが住民意見の反映に関係してくるものなのか。

委員B：この第11条の内容だと、町民意見を求めることができるという程度のものだと思う。そうではなく、もっと明確なルールのようなものを定めるとすることが必要だと思う。

第9条の委員等の公募の条文も、公募に努めるという内容であり、現在でも実施

していると言えるし、あいまいな表現である。

事務局：第10～12条については一連の流れとして、まず町が何か事業を実施する際に説明責任を果たすということで、情報提供などとも関係してくるが、まずは町民にちゃんと説明をしようということが第10条、次にその町の説明をもとに町民の意見をもらおうというのが第11条、そして第12条の住民投票というのは、それらを実施した後の最後の手段であるという考えである。住民投票まで実施しなくても町民理解が得られて物事が進めば一番いいのだが、町民の意見が二つに分かれたりして、例えば合併問題のようにどちらにしたらいいかという状況が今後想定されると思うが、そういった場合の住民意思を聞く最終手段として載せたものである。

委員長：住民意見を聞くということでは、例えば現在は役場の各窓口に住民意見を入れてもらうボックスを設置したりしているようだが、そういった方法で出された意見に関しても、回答方法などを具体的に取扱いを決めるという考えなのか、それとも町がある事業を実施するにあたり、公に住民意見を募集するというものに対して速やかに回答していくといったことを決めていくという考えなのか。

事務局：町民意見提出制度の具体的な内容については、平成14年度に策定した「行財政改革推進計画」の中に、町民意見提出制度を取り入れていくということが書かれているのだが、具体的にどのような方法でという内部協議はこれからである。

先行事例として、道の条例ではパブリックコメントという名称で実施しているし、他の自治体でも実施しているところもあると思うので、本町としても検討していかなければならない部分であると思う。

委員A：今事務局が言われた町民意見提出制度や住民投票制度というのは、町民が積極的にまちづくりに参加するための新たな行動の一つだと思うが、行政側の説明責任というのは、昔からきちんと説明をするという責任があった中での新たな行動がない。きちんと説明するということが昔から言っていることだと思うのだが、新たな行動の一つとして先ほどB委員も言われていたが、事務事業評価をして説明責任を果たすだとか、説明責任を果たすための新たな行動が見えてきていないと私は感じる。だから先ほど情報共有の中で、特に何を重要視して情報共有していくのかということをおっしゃっていただいた。説明責任の新たな行動というものがよかった方がいいと思う。事務事業評価だとか、そういったものを具体的に示した方がいいのでは。

第14条では条例の見直しについて書かれていて、事務局の説明ではこの部分の細かい部分は規則で定めるとのことだったが、私は逆に、この条例を守り育てていくということから言えば、少なくともこのまちづくり基本条例がちゃんと活かされているかどうかということをお調べする組織を設置するということをお勧めする、条例に盛り込んだ方がいいのではないかと。また、具体的に見直しの年限は明記せず、規則に定めるとのことだが、例えば3年とか5年というように決めないと、住民側がそろそろ見直しした方がいいと思っても、なかなか見直しのための動きが出てこないのではないかと。3年とか5年というように具体的に決めて、審査組織で集って協議の結果が見直し項目はないということでもいいので、具体的な年限を決めておかないと、

住民側に見直ししたいという想いがあっても、見直しに対する相当大きなエネルギーがなければ、現実には見直しの動きにならないと思うので、具体的な年限は何年が適切なのかわからないが、条例に盛り込むべきだと思う。

委員長：条例が活かされているかを審査する組織を設置するべきということと、条例見直しの具体的な年限を明記してはどうかという二つの意見が出されたが、他にご意見あれば。

委員C：第6条の議会の責務について、内容的には普通はこのようになると思うのだが、「清水町の最高意思決定機関」という表現がしっくりこない。議決するからという意味だと思うのだが、表現の仕方を変えたほうがいいのではないかと感じた。町政のことだから最高という表現にしていると思うが、町政を決めるのは町民であると言いながら議会が最高だというのは、矛盾を感じてしまう。

委員A：議決するところが最高意思決定機関であるのでという意味だと思う。地方自治法の中で最高意思決定機関という表現かどうかはわからないが、議決機関と明確に書かれていると思うので、あえてこのように規定するべきものなのかも感じる。というのは、先ほど事務局の説明で財政状況については別に公表条例があるとのことだし、第8条の個人情報についても別に個人情報保護条例があるわけで、それらの条例より突っ込んだ内容のものにするのであれば規定する意味があるかもしれないが、ただ単にそれらの条例の内容をなぞっているだけだと思う。

委員C：個人情報の保護というのはあくまでも、この叩き台の第3条の「町民参加の原則」にも書かれている「参加・不参加による差別的な扱いを受けない」というのと同じ考え方で、個人のもを守っていききたいというだけのもので、個人情報の保護についてあえて第8条としなくても、第7条の「情報の共有と提供」の中で、個人情報については守っていきますという程度で簡単に載せるだけでいいのかもしれない。

委員B：基本的な話に戻るが、この叩き台は骨格であって、さらに細かい部分は規則で定めるとして、規則についても我々委員の意見を踏まえて作成していくということでもいいのか。

事務局：先ほど資料4で今後のスケジュールについて説明させていただいたが、当初の予定と変更している部分もある。条例の制定には議会の議決が必要な重要なものなので、当初は大事なことを条文に盛り込んでいった方がいいと考えていたのだが、他の自治体の条例で例えば二セコ町の条例を読んでもみると、確かに立派なものだが40条以上もの条文があると、我々役場職員にとっても難しいものとなり、町民に読まれやすい条例ということを考えると、簡素でわかりやすく長くないというものをという考えに変わってきた。

簡素なものにするということになると、規則の中で具体的な内容を定めていく必要があり、その規則についても委員の皆さんに議論していただいて定めていきたいと考えている。

本日の資料1で示した項目は骨格案であり、条文も叩き台であるので、今日の皆さんからの意見を踏まえて、骨格として新たに条文として追加する項目や、この15

条のどこかの中に盛り込むべき文言などを整理させていただき、次回の会議までに骨格案(2)や叩き台(2)としてお示ししたいと思う。

規則についても事務局で規則案を作成し、委員の皆さんにお示ししなければならないと考えており、順序としてはまず条例の骨格が決まってから取りかかることになるので、今日の会議ではまず条例の骨格をある程度決めていただきたいと考えている。

委員長：条例の骨格にしても条文叩き台にしても、皆さんこの場で初めて目にしたわけなので、次回の会議でもさらに見直していくということで、本日のまとめとしたい。

事務局：一つ確認しておきたいことがあるのだが、先ほど言ったとおり、本日の皆さんの意見を踏まえて手直ししたものを次回会議までにお示ししたいと考えているが今日示した骨格案の15条の条文については了承いただいたということで、あとは叩き台の条文の中に今日の意見で出されたことがどのように加わるかということでよろしいでしょうか。

委員長：基本的には骨格はこの15条ということでよろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

委員さん全員の確認のもとで進めていきたいと考えているので、本日欠席されている委員さんに対しては、本日の資料等を事務局から送付していただき、文書で意見をいただければどうか。

事務局：はい。あと先ほども言ったが、次回の会議の前に委員全員に意見を出していただく依頼文を送付するので、どんなことでも構わないので条文の内容についての意見の提出をお願いしたいと考えている。そこで提出されてきた意見を踏まえて、次回の会議で骨格案(2)や条文叩き台(2)をお示ししたい。

委員長：追加してほしい内容等のほか、字句の訂正についても提出してほしいということでもいいのか。

事務局：はい。

委員C：一つ要望があるのだが、各条文に関連する法令等の資料をつけていただきたい。

例えば第12条の住民投票制度では、地方自治法の第何条に規定されているというようなことがわかるように。

事務局：はい。

(その他)

委員長：次にその他といたしまして、次回と次々回の日程について事務局より説明を。

事務局：次回第9回については5月20日(木)19時から役場庁議室でと決定しているが、次々回第10回について、事務局案として6月24日(木)19時からハーモニープラザでと考えているのだがどうか。

委員長：事務局案でよろしいか。

(委員より異議なしとの声あり)

事務局より他に何かあればどうぞ。

事務局：資料説明の際にも話したが、まちづくり研修会の資料である「関連条文比較資料」は非常に役に立つ資料なので、次回以降も毎回持参いただきたい。

アドバイザー：今後皆さんで議論して作り上げる条例案は最終的には叩き台であり、A委員が言われましたように年限を決めて見直していくべきだと思う。実際に施行してみないとどのようなことが出てくるかわからないわけで、ある程度間違っているでもいいのでとりあえず作ってみようというのも一つの方法かもしれない。色々な内容をどんどん入れてみてもいいと思う。見直しの年限と、審査する組織については入れるべきだと私は思うのだが、何年か経ってそのような制度が必要なくなったときには削ればよいという考えも必要かもしれない。

委員長：本日は15条からなる骨格案の承認と、条文の叩き台について追加すべき内容を何点か出していただいたわけだが、それらを事務局で整理していただき、次回の会議までに各委員に送付いただくということで、本日の会議を閉会したい。本日はどうもありがとうございました。